

# 平成26年度 豊島区居住支援モデル事業助成金 応募要項

豊島区居住支援協議会では、居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成します。

今回は、以下のとおり居住支援モデル事業の追加募集を行います。要件に該当する支援活動等を行うグループは、ぜひご応募ください。

なお、今回の募集で採択する団体は、1団体とします。

## I 助成の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、空き家・空き室等の活用を図った居住支援の仕組みを広げていくことを目的としています。

## II 助成の概要

### 1 支援活動の対象要件

①障害者支援活動	ひとり暮らしの障害者、または障害者を含み世帯
②高齢者支援活動	65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯
③その他支援活動	上記に類する支援を必要とする世帯

### 2 支援活動グループの要件

豊島区の地域づくりに関わる活動を計画しているグループで、次のすべての要件を満たすもの

- ① 豊島区内で事業を実施すること
- ② 活動実績が地域づくり、まちづくりであること
- ③ 役員構成が明らかであること
- ④ グループの存立・運営に係る定款、会則等が会員の総意を反映する手続により整っていること
- ⑤ 毎会計年度の処理が適切になされていること

### 3 助成対象となる具体的な事業例

上記Ⅱ-1を対象要件とし、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するための以下の事業

- ① 居住支援サービスを提供するための情報提供等
- ② 入居相談から賃貸借契約の支援、入居中・退去にかかるまでの円滑な入退去を実現するための事業活動
- ③ シェアハウス・コレクティブハウスを活用した生活支援など新しい住まいの提案事業

以下のものについては、助成の対象事業となりません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 居住支援に貢献する活動であることが申請書類等で確認できない事業

#### 4 助成対象となる具体的な経費例

事業の実施に直接関わる以下の経費

- ① 事業を実施する応募者の人件費  
(事業実施上、必要なアルバイト等の雇上費を含む)
- ② 設備備品費
- ③ 消耗品費
- ④ 旅費・通信費
- ⑤ 事業活動の拠点となる不動産賃借料や設備リース料、光熱水費、調査費
- ⑥ モデル事業選考委員会が必要と認めた経費

※耐震改修・バリアフリー改修等、入居にあたって必要となる改修工事費につきましては、補助金を別途申請していただきます。

以下のものについては、助成の対象経費になりません。

- ① 飲食代（弁当代、茶菓子代、飲み物代）
- ② 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ③ 個人に帰属する物品、サービス等に係る経費
- ④ 住宅確保要配慮者の住居に係る家賃

#### 5 交付申請額と助成期間

助成対象となる経費総額の50%以内かつ上限額は200万円（単年度）  
助成期間は最大で2年度とします。なお助成金は単年度ごとに交付します。

#### 6 助成の決定

助成対象事業及び助成予定額は、「豊島区居住支援協議会モデル事業選考委員会」で審査のうえ、決定します。（平成26年10月頃に決定予定）

事業の運営上、助成金を事前に受ける必要がある場合は、事業助成の決定後、申請に基づき助成予定額を交付します。

### Ⅲ 申請の手続き

#### 1 提出期限等

- ① 提出期限 平成26年9月30日（火）まで
- ② 提出先 豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ  
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1  
TEL 3981-2655 FAX 3981-4196  
E-mail [A0022901@city.toshima.lg.jp](mailto:A0022901@city.toshima.lg.jp)
- ③ 提出方法 上記提出先に持参、郵送、メールにて提出してください。

#### 2 提出書類

以下の書類については、所定の様式で提出してください。

- ① 豊島区居住支援モデル事業助成金申請書 . . . . . 

別紙1
-----
- ② 申請事業活動実施計画書 . . . . . 

別紙2
-----
- ③ 申請事業収支計画書 . . . . . 

別紙3
-----

その他添付書類（任意の様式）

- ① グループの定款、会則、規約など
- ② 役員名簿、メンバーの名簿
- ③ 平成25年度の総会資料（事業報告、決算監査報告書等）
- ④ 団体の概要・活動実績

### Ⅳ 実績報告の提出と助成金の確定

助成金の交付を受けたグループは、助成対象事業の終了または、助成期間の終了（平成27年3月末）時に速やかに豊島区居住支援協議会の定める様式に基づき、助成金の使途明細、事業実績報告書及び支出が確認できる領収書の写しを提出していただきます。なお、提出いただいた書類は、次年度以降の申請時に審査の参考とすることがあります。

事業実績報告書等の提出を受け、内容を調査し、適正と認めた時は、交付

すべき助成金額を確定し、当該グループに通知いたします。交付すべき助成金の額が確定した場合において、その額を超える助成予定額がすでに交付されている時は、助成金の清算手続きをしていただくこととなります。

## V その他

- 1 提出いただいた書類をもとに一次審査を行い、二次審査対象グループを選定します。二次審査は、グループの代表にヒアリングを実施します。
- 2 助成事業の活動に関連するパンフレット等の印刷物に豊島区居住支援協議会のロゴマークの表示をお願いします。
- 3 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた時、助成金を他の用途に使用した時は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、交付した助成金の全部若しくは一部を返還していただきます。

〈 問い合わせ先 〉

豊島区 都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

TEL 3981-2655 FAX 3981-4196

E-mail [A0022901@city.toshima.lg.jp](mailto:A0022901@city.toshima.lg.jp)

## ～ 申請から助成金交付までの流れ ～

- 1 応募申請提出期限・・・平成26年9月30日（火）まで

※ 質問・相談は、随時個別に受け付けます。ご来庁での質問・相談の場合には事前にご連絡ください。



- 2 助成対象事業の審査・・・・・・・・・・10月頃



- 3 申請団体へ審査結果通知・・・・・・・・・・10月下旬頃

※ 助成対象事業・助成予定額の通知及び申請に基づく助成予定額の交付手続



- 4 助成事業実績報告書の提出・・・平成27年3月末まで

※ 助成対象事業の終了または助成期間の終了



- 5 申請団体への助成金額確定通知・・・・・・・・・・4月以降



- 6 助成金交付及び清算手続き開始・・・・・・・・・・4月以降